

## 外用剤の取り扱いについて(案)

## 1. 意見の概要

量的条件を付して区分が変更される生薬及び動植物成分のうち、次の成分について外用剤の取り扱いを明らかにしてほしい。

アロエ、イレイセン、ガジュツ、カンゾウ、トウニン、ケイガイ、ケイガイホ、ハンゲ、モクツウ

## 2. 対応案

以下の9成分のうち、アロエ、カンゾウ、ハンゲ以外の6成分については外用の製剤が確認されていないので、量的条件にかかわらず、第2類医薬品とする。

アロエ、カンゾウ、ハンゲについては、外用の製剤が確認されており、外用剤については量的条件にかかわらず第3類医薬品とする。

No.	生薬及び動植物成分	条件値(g)	外用剤の区分案
1	アロエ	0.75	第3類医薬品
2	イレイセン	0.15	第2類医薬品
3	ガジュツ	5	第2類医薬品
4	カンゾウ	1(未満)	第3類医薬品
5	ケイガイ	1	第2類医薬品
6	ケイガイホ	1	第2類医薬品
7	トウニン	0.5	第2類医薬品
8	ハンゲ	0.6	第3類医薬品 (粘膜に適用するものは除く。)
9	モクツウ	0.3	第2類医薬品